

第4章 方法書についての意見及び見解

第4章 方法書についての意見及び見解

4.1 環境の保全の見地からの意見の概要及び意見に対する事業者の見解

対象事業に関し、「新潟市環境影響評価条例（平成21年3月新潟市条例第5号）」第9条の規定に基づき、「新潟市新焼却施設整備に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）」の公告・縦覧を実施し、同条例第10条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見を募った。公告及び縦覧の概要は表4.1.1に示すとおりである。

方法書に対する環境の保全の見地からの意見は提出されなかった。

表 4.1.1 方法書の公告及び縦覧の概要

項目	期間等
公告日	令和3年8月12日
縦覧期間	令和3年8月12日～令和3年9月12日
縦覧場所	循環社会推進課、環境対策課、東区役所、中央区役所、江南区役所、亀田清掃センター、中央図書館（ほんぽーと）、江南区文化会館
意見書の提出期間	令和3年8月12日～令和3年9月27日

4.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解

「新潟市環境影響評価条例」第12条の規定に基づき、方法書に対する新潟市長から環境保全の見地からの意見を受けた。新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解は表4.2.1～3に示すとおりである。

表 4.2.1 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（総括的事項）

新潟市長の意見	事業者の見解
当該事業の実施想定区域の周辺には住宅地が存在しているため、今後の手続きを進めるにあたり、周辺の地域住民等に対して適切に情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知するよう努めること。	本事業においては、これまで住民説明会の開催等により、地域住民の方に事業内容について説明を行ってきました。今後も引き続き、丁寧な情報提供や説明等に努めます。
当該事業は施設設計や工事計画などの事業計画の詳細が未確定であることから、これを可能な限り確定させたうえで適切に環境影響評価を行うとともに、事業計画の確定に至った検討経緯を準備書に記載すること。	複数メーカーへの調査を基に、施設設計や工事計画等について可能な限り確定し、適切に環境影響評価を実施します。また、事業計画の確定に至った検討経緯を準備書に記載しました。
当該事業は、既存焼却施設の更新であり、同敷地内における建替えの事業であるため、現況を適切に把握し、新施設においてはより一層の環境負荷の回避、低減について十分に検討すること。	現施設において、排ガス等の基準について法基準より厳しい自主基準を設定し、環境負荷の低減を図ってきました。 新施設では、排ガス処理技術の向上を踏まえ、更に厳しい基準を設定し、より環境に配慮した施設とします。
環境影響評価の実施において、環境の影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。	「個別事項」で示すとおり、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行いました。

表 4.2.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（個別事項）（1/2）

分野	新潟市長の意見	事業者の見解
大気質について	当該施設の煙突高さは 59m または 80m の二案で検討されており、準備書において煙突の高さを確定できない場合は、それぞれの煙突高さにおける環境影響を明らかにすること。	煙突高さは 59m で決定し、準備書においてはこの煙突高さについて環境影響評価を実施しました。
	調査地点の選定については、市街地など周辺地域の保全対象を考慮した地点選定を行うこと。	煙突からの排出ガスによる大気質への影響に関する予測地域は、対象事業実施区域から半径 4km の範囲とし、現地調査地点は予測地域の南北方向を中心に 5 地点を選定しておりますが、より予測の精度を高めるため、施設東側の保全対象施設であって煙突高さ 59m における最大着地濃度地点までの距離を考慮した半径 1km 程度に位置する、新潟向陽高校周辺を調査地点として追加しました。
騒音・低周波音について	方法書における騒音の予測式では、種々の要因による減衰が反映されていないため、再度精査し適切に予測・評価を行うこと。	方法書における予測式は「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年、環境省）の記載（資 3-10）を引用したのですが、「 ΔL ：種々の要因による減衰量」が記載されていませんでした。準備書において再度精査し、適切な予測式で予測・評価を行いました。
	ファン等の屋外設備の設置がある場合は、屋外配置における適切な予測式を用いること。	設備はすべて屋内設置とし、計画施設の開口部も考慮した予測を行いました。
	低周波音の評価方法については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等を参考に評価値を再度検討し適切に予測・評価を行うこと。	低周波音の評価は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」等を参考に、建具のがたつき始める音圧レベル及び低周波音及び可聴音の不快感を感じる音圧レベルと比較することにより、評価を行いました。
土壌について	当該地では砒素の土壌汚染が確認されているため、土壌汚染の状況と汚染区画の利用計画を照らし合わせ、汚染土壌による周辺環境への影響について把握すること。	工事中、汚染土壌には原則触れないこととし、触れる場合は土壌汚染対策法に基づく対策及び処理を講ずる計画とすることから、工事による汚染土壌の外部への流出や飛散、雨水との接触はなく、地下水への影響も小さいと考えます。
水質について	当該地周辺は地下水位が高く、地下構造物の設置工事等において地下水の揚水が想定されることから、工事における濁水の処理方法及び排出先を準備書へ明記すること。	工事において、砒素が含まれる可能性がある地下水を汲み上げる場合は、リチャージウェル等の敷地外への排水を抑制する工法や遮水性の高い山留壁の構築等による揚水量の低減を図る工法を採用することとし、排水を行う場合には薬剤処理により、水質汚濁防止法における一律排水基準以下とする旨を、環境保全措置として準備書に記載しました。
	当該地下水には砒素が含まれる可能性が高いため、公共用水域へ排出する場合は水質測定を行い、必要に応じて適切に処理を行う等、周辺環境に影響を及ぼすことの無い工事計画とすること。	

表 4.2.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（個別事項）(2/2)

分野	新潟市長の意見	事業者の見解
動物について	計画地周辺の水田は、新潟市の鳥に指定されているハクチョウ類の採餌場になっていることから、工事の実施及び施設の供用によるハクチョウ類の採餌の影響について調査、予測及び評価を行うこと。	対象事業実施区域及びその周辺を対象にハクチョウ類の採餌場としての利用状況を調査し、その結果と工事中の騒音・振動対策や計画施設の壁面へのガラスの多用避ける等の環境保全対策を踏まえ、ハクチョウ類の採餌への影響を予測・評価しました。
	計画地周辺は、採餌、ねぐら替え等のハクチョウ類の飛行コースにあたることから、建築物に対するバードストライクの影響について調査、予測及び評価を行うこと。	対象事業実施区域及びその周辺でハクチョウ類の飛行コースに関する調査を行い、その結果と計画施設の形状や意匠面での配慮等の環境保全対策を踏まえ、ハクチョウ類のバードストライクへの影響を予測・評価しました。
景観について	景観については、主要な眺望点からの景観に関しフォトモンタージュを作成することとしているが、計画地周辺には住宅地等が存在しているため、周辺住居エリア等からのフォトモンタージュも作成し、施設近傍における景観への影響についても確認すること。	住居エリア等からの眺望への影響を把握するため、計画地周辺の住宅地、対象事業実施区域や周辺施設への主要なアクセス道路を予測地点として追加し、フォトモンタージュを作成することにより、施設近傍における景観への影響を予測・評価しました。
温室効果ガスについて	当該事業は、既存焼却施設を更新する事業であることから、温室効果ガスの排出量については、既存施設と新設施設の排出量を比較し、施設の稼働に伴う温室効果ガスの削減量を明らかにすること。	既存施設と新設施設の温室効果ガスの排出量を比較するとともに、本事業により市内焼却施設が4施設から2施設へ統合されることによる削減量について算出しました。
	太陽光発電など再生可能エネルギーの導入についても検討し、これによる温室効果ガス削減量についても明らかにすること。	新設では再生可能エネルギーである廃棄物発電について、発電効率の向上等から現施設の2倍程度の発電量を見込むとともに、太陽光発電を導入し、これによる温室効果ガス削減量も準備書で明らかにしました。

表 4.2.3 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解（その他）

新潟市長の意見	事業者の見解
準備書の作成にあたっては、文章や図の作成、用語の使用について工夫し、判りやすい図書となるよう留意すること。	準備書の作成にあたっては、文章や図の作成、用語の使用について工夫し、判りやすい図書となるよう留意します。